

第14号様式 (第8条関係)
(その1)

会計	繰越	検算	転記		
㊦	㊦	㊦			



(令和 2 年分)

収 支 報 告 書

政治団体の区分

政党

政党の支部

政治資金団体

特定パーティー開催団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

(ふりがな)

1. 政治団体の名称

かわいかつゆきこうえんかい 「みつやかい」 れんごうかい
河井克行後援会 「三矢会」 連合会

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

2. 主たる事務所の所在地

広島市安佐南区緑井3-10-28

資金管理団体の指定の有無

有 現職
公職の種類 _____ 候補者等
届出者氏名 _____

無

3. 代表者の氏名

伊藤 仁

4. 会計責任者の氏名

藤田 一

資金管理団体の指定の期間

令和 ____年 ____月 ____日 から
令和 ____年 ____月 ____日 まで

事務担当者の氏名

光元 博美

(電 話)

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号

政治資金規正法第19条の7第1項第2号
公職の種類 (衆)・参議院議員 (現職) 候補者等
公職の候補者氏名 河井克行

※この欄は、記入しないでください。

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
		有・無	有・無



(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不明
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不明
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不明
エ 取得の価格が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不明
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金及び通常貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不明
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不明
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不明
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不明
ケ 貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不明
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不明
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不明
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不明

(その20)

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

検察当局に関係書類を押収されて
いるため、収支報告の記載を不明で
報告致します。検察当局により関係書類が
返還された時には、収支報告書を訂正致します。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 5 月 13 日

政治団体の名称

河井克行後援会「三矢会」連合会

会計責任者の氏名

藤 田 一



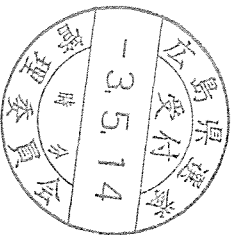
代表者の氏名
(解散時のみ)



(備考)

- 1 「会計責任者の氏名」欄に記名押印又は署名すること。
- 2 解散時の場合にのみ「代表者の氏名」欄に記名押印又は署名し、政治団体解散届と併せて提出すること。


政治資金監査報告書



令和3年5月11日

河井克行後援会「三矢会」連合会

代表 伊藤 仁 殿

登録政治資金監査人 石川 豊 
登 録 番 号 第 4 9 6 1 号
研 修 終 了 年 月 日 平成27年11月26日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、河井克行後援会「三矢会」連合会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、原則として河井克行後援会「三矢会」連合会の主たる事務所で行うべきところであるが、既に借りていた主たる事務所は貸主に明け渡ししており、適正な監査を行うと石川豊が判断したため、広島県広島市南区京橋町1-7アステイ広島京橋ビルディングの貸会議室において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在しているかどうか不明であり、会計責任者においても保存されていない。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されておらず、また、当該国会議員関係政治団体の会計責任者は当該会計帳簿を備えていない。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、支出の状況が不明と記載されている。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在しているかどうか、会計帳簿に基づいて記載されているかどうかは不明である。

3 業務制限

河井克行後援会「三矢会」連合会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、河井克行後援会「三矢会」連合会と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間においても、同様である。

以上